



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年12月9日金曜日 第366号

◇ 目 次 ◇

漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....（水産課）... 995
 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....（ " ）... 995
 県営土地改良事業の非農用地区域内に換地する土地の指定.....（農地整備課）... 995
 保安林の指定（2件）.....（森林整備課）... 996
 土砂災害警戒区域の指定（2件）.....（砂防課）... 996
 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（ " ）... 996
 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2件）.....（ " ）... 997
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要（2件）.....（東予地方局環境保全課）... 997
 土地改良区役員の就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）...1001
 道路の供用開始（県道大島環状線）.....（東予地方局今治土木事務所）...1002
 道路の供用開始（県道辰巳伊予和気停車場線）.....（中予地方局管理課）...1002
 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）...1002
 医師の指定.....（福祉総合支援センター）...1002
 指定医師の辞退の届出.....（ " ）...1003

訓 令

愛媛県文書管理規程の一部を改正する訓令.....（私学文書課）...1003

監査委員規程

愛媛県監査委員監査規程の一部を改正する規程.....（監査事務局）...1004

雑 報

環境影響評価方法書について.....（環境政策課）...1006

告 示

○愛媛県告示第1231号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和4年12月9日

愛媛県知事 中村時広

（東予地方局農林水産振興部水産課管内）

| | | |
|-------|-------|--------|
| 土居加入区 | 禎瑞加入区 | 壬生川加入区 |
|-------|-------|--------|

（南予地方局農林水産振興部水産課管内）

| |
|---------|
| 下灘第一加入区 |
|---------|

○愛媛県告示第1232号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成30年12月愛媛県告示第1184号）による保険に付すべき義務は、令和4年12月8日限り消滅したので、同条第2

項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和4年12月9日

愛媛県知事 中村時広

（東予地方局農林水産振興部水産課管内）

| | | |
|-------|-------|--------|
| 土居加入区 | 禎瑞加入区 | 壬生川加入区 |
|-------|-------|--------|

（南予地方局農林水産振興部水産課管内）

| |
|---------|
| 下灘第一加入区 |
|---------|

○愛媛県告示第1233号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定に基づき、藤井兼重の次の従前の土地を非農用地区域内に換地する土地として指定した。

令和4年12月9日

愛媛県知事 中村時広

| 所 在 | 地 番 | 地 目 | 地 積 |
|-------------|-------|-----|-----------------|
| 西条市小松町新屋敷新宮 | 甲1745 | 田 | 467㎡のうち 361㎡ |

○愛媛県告示第1234号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年12月9日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林の所在場所

八幡浜市川之内2番耕地281の1、2番耕地284、7番耕地241、7番耕地272、7番耕地275の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

川之内2番耕地281の1・2番耕地284・7番耕地241・7番耕地272（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を愛媛県庁及び八幡浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1235号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年12月9日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林の所在場所

西条市丹原町川根乙94

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

丹原町川根乙94（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1236号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和4年12月9日

愛媛県知事 中村時広

| 土砂災害警戒区域 | | |
|---------------------|---------------------------|---------------------|
| 名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 郷の脇川 201 - 1040 | 松山市東大栗町（次の図のとおり） | 土石流 |
| 高浜4号谷 201 - 1378 | 松山市高浜町3丁目・高浜町4丁目（次の図のとおり） | 土石流 |
| 客上川 211 - 1278 | 松山市長井方（次の図のとおり） | 土石流 |
| 小川谷 211 - 1286 | 松山市小川（次の図のとおり） | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、中予地方局建設部及び松山市に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1237号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和4年12月9日

愛媛県知事 中村時広

| 土砂災害警戒区域 | | |
|-------------------------|----------------|---------------------|
| 名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 下林1号谷 361 - 1299 - 2 | 東温市下林（次の図のとおり） | 土石流 |

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、中予地方局建設部及び東温市に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1238号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和4年12月9日

愛媛県知事 中村時広

| 土砂災害警戒区域 | | | 土砂災害特別警戒区域 | | | |
|-----------------|----------------|---------------------|-----------------|----------------|---------------------|------------------------|
| 名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
| 下林1号谷361-1299-1 | 東温市下林(次の図のとおり) | 土石流 | 下林1号谷361-1299-1 | 東温市下林(次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、中予地方局建設部及び東温市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1239号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第8項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和4年12月9日

愛媛県知事 中村時広

| 土砂災害警戒区域 | | | 土砂災害特別警戒区域 | | | |
|---------------|---------------------------|---------------------|---------------|---------------------------|---------------------|------------------------|
| 名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
| 郷の脇川201-1040 | 松山市東大栗町(次の図のとおり) | 土石流 | 郷の脇川201-1040 | 松山市東大栗町(次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 高浜4号谷201-1378 | 松山市高浜町3丁目・高浜町4丁目(次の図のとおり) | 土石流 | 高浜4号谷201-1378 | 松山市高浜町3丁目・高浜町4丁目(次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 客上川211-1278 | 松山市長井方(次の図のとおり) | 土石流 | 客上川211-1278 | 松山市長井方(次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 小川谷211-1286 | 松山市小川(次の図のとおり) | 土石流 | 小川谷211-1286 | 松山市小川(次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、中予地方局建設部及び松山市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1240号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第8項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和4年12月9日

愛媛県知事 中村時広

| 土砂災害警戒区域 | | | 土砂災害特別警戒区域 | | | |
|-----------------|----------------|---------------------|-----------------|----------------|---------------------|------------------------|
| 名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 名称 | 指定の区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
| 下林1号谷361-1299-1 | 東温市下林(次の図のとおり) | 土石流 | 下林1号谷361-1299-1 | 東温市下林(次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 下林1号谷361-1299-2 | 東温市下林(次の図のとおり) | 土石流 | 下林1号谷361-1299-2 | 東温市下林(次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、中予地方局建設部及び東温市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1241号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和4年12月9日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学株式会社
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
代表取締役社長 岩田 圭一
- 事業場の名称及び所在地
住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区
新居浜市惣開町5番1号
- 特定施設に関する事項
(1) 3D-807

| | | |
|-----------------------|--|--------------------|
| 特定施設の種類 | 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第37号 口 分離施設 | |
| 特定施設の能力 | 回収蒸気1日当たり380トン処理 | |
| 工事の着手予定年月日 | 許可後直ちに | |
| 工事の完成予定年月日 | 着手1か月後 | |
| 使用開始の予定年月日 | 完成後直ちに | |
| 特定施設の使用時間間隔 | 連続 | |
| 特定施設の1日当たりの使用時間 | 24時間 | |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要 | なし | |
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 8~10 最大 7~10 |
| | 化学的酸素要求量(単位:1リットルにつきミリグラム) | 通常 30 最大 50 |

| | | |
|----------------------------|---|--------------------|
| | 浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム) | 通常 10 最大 20 |
| | 窒素含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム) | 通常 150 最大 300 |
| | りん含有 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム) | 通常 0.01 最大 0.02 |
| 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) | | 通常 300 最大 360 |

備考 特定施設の汚水等は、酸素曝気式活性汚泥処理施設(OBT)へ送液する。

(2) 43D - 807

| | | |
|---------------------------------------|--|--------------------|
| 特定施設の種 類 | 政令別表第1第37号 口 分離施設 | |
| 特定施設の能 力 | 回収蒸気1日当たり380トン処理 | |
| 工事の着手予定年月日 | 許可後直ちに | |
| 工事の完成予定年月日 | 着手1か月後 | |
| 使用開始の予定年月日 | 完成後直ちに | |
| 特定施設の使用時間間隔 | 連 続 | |
| 特定施設の1日当たりの使用時間 | 24時間 | |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要 | な し | |
| 特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値 | 水素イオン 濃度(水素 指数) | 通常 8~10 最大 7~10 |
| | 化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム) | 通常 30 最大 50 |
| | 浮遊物質 量(単位 1 リットル につき ミリグ ラム) | 通常 10 最大 20 |
| | 窒素含有 量(単位 1 リットル につき ミリグ ラム) | 通常 150 最大 300 |
| | りん含有 量(単位 1 リットル につき ミリグ ラム) | 通常 0.01 最大 0.02 |
| 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) | | 通常 300 最大 360 |

備考 特定施設の汚水等は、酸素曝気式活性汚泥処理施設(OBT)へ送液する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) NBT新居浜総合排水処理施設

| | |
|------------------|-----------------|
| 設 置 年 月 日 | 昭和47年5月12日 |
| 処理施設の種 類 及 び 型 式 | 中和、凝集沈殿、散気式活性汚泥 |

| | | | |
|--|--|--------------------------|--------------------------|
| 処 理 施 設 の 構 造 | 鉄筋コンクリート製 | | |
| 処 理 施 設 の 主 要 寸 法 | 縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル | | |
| 処 理 施 設 の 能 力 | 1日当たり24,000立方メートル処理 | | |
| 汚 水 等 の 処 理 の 方 式 | 散気式活性汚泥処理 | | |
| 処理施設の使用時間間隔 | 連 続 | | |
| 処理施設の1日当たりの使用時間 | 24時間 | | |
| 処理施設の使用の季節的変動の概要 | な し | | |
| 処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値 | 項 目 | 処 理 前 | 処 理 後 |
| | 水素イオン 濃度(水素 指数) | 通常 2.0~4.0 最大 2.0~4.0 | 通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7 |
| | 化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム) | 通常 522.5 最大 1,242.1 | 通常 108.4 最大 184.2 |
| | 浮遊物質 量(単位 1 リットル につき ミリグ ラム) | 通常 496.1 最大 862.1 | 通常 24.4 最大 69.6 |
| | 窒素含有 量(単位 1 リットル につき ミリグ ラム) | 通常 522.3 最大 717.6 | 通常 210.8 最大 240.9 |
| | りん含有 量(単位 1 リットル につき ミリグ ラム) | 通常 26.1 最大 68.9 | 通常 3.8 最大 11.5 |
| | 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) | | 通常 17,652 最大 21,401 |

(2) OBT酸素曝気式活性汚泥処理施設

| | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 設 置 年 月 日 | 平成21年1月31日 | | |
| 処理施設の種 類 及 び 型 式 | 中和、酸素曝気式活性汚泥、凝集・沈殿 | | |
| 処 理 施 設 の 構 造 | 鉄筋コンクリート製 | | |
| 処 理 施 設 の 主 要 寸 法 | 縦 160メートル 横 71メートル 高さ 6.3メートル | | |
| 処 理 施 設 の 能 力 | 1日当たり10,800立方メートル処理 | | |
| 汚 水 等 の 処 理 の 方 式 | 酸素曝気式活性汚泥処理 | | |
| 処理施設の使用時間間隔 | 連 続 | | |
| 処理施設の1日当たりの使用時間 | 24時間 | | |
| 処理施設の使用の季節的変動の概要 | な し | | |
| 処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の | 項 目 | 処 理 前 | 処 理 後 |
| | 水素イオン 濃度(水素 指数) | 通常 8.0~12.0 最大 8.0~12.0 | 通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7 |

| | | | |
|------------------------|----------------------------|--------------------------|-----------------------|
| 汚染状態の値 | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 623.0 最大 1,162.6 | 通常 123.5 最大 287.7 |
| | 浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 239.3 最大 881.5 | 通常 17.5 最大 71.4 |
| | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 1,007.4 最大 1,500.2 | 通常 183.6 最大 212.3 |
| | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 9.4 最大 31.9 | 通常 2.1 最大 5.4 |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | | 通常 8,854 最大 10,472 | 通常 8,854 最大 10,472 |

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

| | | |
|------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8 |
| | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 16.2 最大 35.0 |
| | 浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 28.7 最大 70.0 |
| | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 28.4 最大 100.0 |
| | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 0.61 最大 3.00 |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | | 通常 251,260 最大 335,235 |

(2) 東総合排水口

| | | |
|------------|----------------------------|--------------------------|
| 汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8 |
| | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 9.3 最大 20.0 |
| | 浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 21.0 最大 60.0 |
| | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 6.0 最大 10.0 |
| | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 0.5 最大 1.0 |
| | 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | |

備考 この他に、雨水排水口が34箇所ある。

○愛媛県告示第1242号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和4年12月9日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

ヤスハラケミカル株式会社
広島県府中市高木町1080番地
代表取締役社長 安原 禎二

2 事業場の名称及び所在地

ヤスハラケミカル株式会社新居浜工場
新居浜市黒島一丁目7番7号

3 特定施設に関する事項

(1) T - 9930

| | | |
|------------------------|---|----------------------|
| 特定施設の種類 | 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第33号 リ 廃ガス洗浄施設 | |
| 特定施設の能力 | 風量1時間当たり1,500立方メートル処理 | |
| 工事の着手予定年月日 | 令和5年1月16日 | |
| 工事の完成予定年月日 | 令和5年2月20日 | |
| 使用開始の予定年月日 | 完成の翌日 | |
| 特定施設の使用時間間隔 | 連続 | |
| 特定施設の1日当たりの使用時間 | 24時間 | |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要 | なし | |
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 12 最大 12 |
| | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 1,700 最大 1,700 |
| | 浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 180 最大 180 |
| | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 2.8 最大 2.8 |
| | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 1.1 最大 1.1 |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | | 通常 0.7 最大 0.7 |

備考 汚水等は、廃棄物として委託処理する。

(2) T - 9940

| | |
|---------|----------------------|
| 特定施設の種類 | 政令別表第1第33号 リ 廃ガス洗浄施設 |
|---------|----------------------|

| | | |
|------------------------|----------------------------|----------------------|
| 特定施設の能力 | 風量1時間当たり1,500立方メートル処理 | |
| 工事の着手予定年月日 | 令和5年1月16日 | |
| 工事の完成予定年月日 | 令和5年2月20日 | |
| 使用開始の予定年月日 | 完成の翌日 | |
| 特定施設の使用時間間隔 | 連続 | |
| 特定施設の1日当たりの使用時間 | 24時間 | |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要 | なし | |
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値 | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 12 最大 12 |
| | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 1,700 最大 1,700 |
| | 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 180 最大 180 |
| | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 2.8 最大 2.8 |
| | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 1.1 最大 1.1 |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 1.2 最大 1.2 | |

備考 汚水等は、廃棄物として委託処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 曝気槽

| | | | |
|----------------------------|--|--------------------------|---------------------------|
| 設置年月日 | 昭和59年5月10日 | | |
| 処理施設の種別及び型式 | 曝気槽、角形 | | |
| 処理施設の構造 | 鉄製 | | |
| 処理施設の主要寸法 | 縦 1,500ミリメートル 横 3,050ミリメートル 高さ 1,235ミリメートル | | |
| 処理施設の能力 | 1日当たり100立方メートル処理 | | |
| 汚水等の処理の方式 | 単純曝気方式 | | |
| 処理施設の使用時間間隔 | 連続 | | |
| 処理施設の1日当たりの使用時間 | 24時間 | | |
| 処理施設の使用の季節的変動の概要 | なし | | |
| 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値 | 項目 | 処 理 前 | 処 理 後 |
| | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 3.0~8.0 最大 3.0~9.0 | 通常 6.0~8.0 最大 3.0~10.0 |

| | | | |
|-------------|----------------------------|--------------------|--------------------|
| の汚水等の汚染状態の値 | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 162 最大 194 | 通常 125 最大 165 |
| | 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 300 最大 600 | 通常 300 最大 600 |
| | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 2.1 最大 4.2 | 通常 2.1 最大 4.2 |
| | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 0.01 最大 0.02 | 通常 0.01 最大 0.02 |
| | 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 30.1 最大 53.5 | 通常 30.1 最大 53.5 |

(2) R - 9901

| | | | |
|----------------------------|--|---------------------------|--------------------------|
| 設置年月日 | 昭和61年3月5日 | | |
| 処理施設の種別及び型式 | 加圧浮上式ユニチカUF-10B型 | | |
| 処理施設の構造 | スキマー付SUS製平底円筒形槽他 | | |
| 処理施設の主要寸法 | 縦 1,880ミリメートル 横 4,300ミリメートル 高さ 2,845ミリメートル | | |
| 処理施設の能力 | 1日当たり240立方メートル処理 | | |
| 汚水等の処理の方式 | 加圧浮上式 | | |
| 処理施設の使用時間間隔 | 連続 | | |
| 処理施設の1日当たりの使用時間 | 24時間 | | |
| 処理施設の使用の季節的変動の概要 | なし | | |
| 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値 | 項目 | 処 理 前 | 処 理 後 |
| | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 6.0~8.0 最大 3.0~10.0 | 通常 6.0~8.0 最大 5.0~9.0 |
| | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 100 最大 140 | 通常 40 最大 56 |
| | 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 300 最大 600 | 通常 10 最大 50 |
| | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 8.2 最大 20.3 | 通常 5.4 最大 14.3 |
| りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 2.16 最大 4.89 | 通常 0.89 最大 2.99 | |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 43.9 最大 69.3 | 通常 67.3 最大 99.0 | |

(3) R - 9909A / B

| | |
|------------------|------------------------------------|
| 設置年月日 | 平成4年5月31日 |
| 処理施設の種別及び型式 | 活性炭濾過器 |
| 処理施設の構造 | FRP、縦型円筒 |
| 処理施設の主要寸法 | 直径785ミリメートル 高さ2,047ミリメートル 2基 |
| 処理施設の能力 | 1時間当たり27立方メートル処理 |
| 汚水等の処理の方式 | 活性炭吸着処理方式 |
| 処理施設の使用時間間隔 | 連続 |
| 処理施設の1日当たりの使用時間 | 24時間 |
| 処理施設の使用の季節的変動の概要 | なし |

| 処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値 | 項目 | 処理前 | 処理後 |
|--|---------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 6.0~8.0 最大 5.0~9.0 | 通常 6.0~8.0 最大 5.0~9.0 |
| | 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 40 最大 56 | 通常 33 最大 46 |
| | 浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 10 最大 50 | 通常 10 最大 50 |
| | 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 5.4 最大 14.3 | 通常 4.9 最大 13.1 |
| | りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 0.89 最大 2.99 | 通常 0.40 最大 2.44 |
| 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) | | 通常 67.3 最大 99.0 | 通常 67.3 最大 99.0 |

(4) 浮上沈降槽

| | |
|------------------|---|
| 設置年月日 | 昭和61年3月5日 |
| 処理施設の種別及び型式 | 浮上沈降槽 |
| 処理施設の構造 | 鉄筋コンクリート |
| 処理施設の主要寸法 | 縦10,600ミリメートル 横21,200ミリメートル 高さ1,965ミリメートル |
| 処理施設の能力 | 容量220立方メートル |
| 汚水等の処理の方式 | 単純浮上沈降槽 |
| 処理施設の使用時間間隔 | 連続 |
| 処理施設の1日当たりの使用時間 | 24時間 |
| 処理施設の使用の季節的変動の概要 | なし |

| 処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値 | 項目 | 処理前 | 処理後 |
|--|----------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 水素イオン濃度(水素指数) | 通常 6.0~8.0 最大 5.0~9.0 | 通常 6.0~8.0 最大 5.0~9.0 |
| | 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 15 最大 19 | 通常 15 最大 19 |
| | 浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 10 最大 50 | 通常 5 最大 30 |
| | 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 2.7 最大 4.3 | 通常 2.7 最大 4.3 |
| | りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 通常 0.54 最大 1.50 | 通常 0.54 最大 1.50 |
| | 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) | | 通常 229.3 最大 349 |

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口

| 汚水等の汚染状態の値 | 項目 | 通常 | 最大 |
|----------------------------|---------------------------|--------------------|---------|
| | 水素イオン濃度(水素指数) | 6.0~8.0 | 5.0~9.0 |
| | 化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム) | 15 | 19 |
| | 浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム) | 5 | 30 |
| | 窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 2.7 | 4.3 |
| | りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム) | 0.54 | 1.50 |
| 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) | | 通常 229.3 最大 349 | |

○愛媛県告示第1243号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、西条市古川乙土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年12月9日

愛媛県東予地方局長 山本 泰士

就任

| 役員の種別 | 氏名 | 住所 |
|-------|-------|-------------|
| 理事 | 青木 徹 | 西条市古川甲25番地3 |
| " | 石川 公三 | 西条市禎瑞656番地 |
| " | 伊東 恵一 | 西条市古川乙25番地1 |

| | | |
|----|-------|---------------|
| " | 近藤 一雄 | 西条市中野甲310番地 |
| " | 保利 公洋 | 西条市禎瑞273番地 |
| " | 真木 秀明 | 西条市古川乙251番地 |
| " | 三崎 悦美 | 西条市禎瑞402番地 3 |
| " | 小山 眞吾 | 西条市港363番地 |
| 監事 | 伊東 章 | 西条市禎瑞618番地 |
| " | 小山 満信 | 西条市古川乙262番地 2 |
| " | 美濃 繁美 | 西条市禎瑞1909番地 |

| | | |
|----|-------|---------------|
| " | 石川 公三 | 西条市禎瑞656番地 |
| " | 伊東 恵一 | 西条市古川乙25番地 1 |
| " | 近藤 一雄 | 西条市中野甲310番地 |
| " | 白石 充 | 西条市禎瑞929番地 |
| " | 真木 秀明 | 西条市古川乙251番地 |
| " | 三崎 悦美 | 西条市禎瑞402番地 3 |
| " | 小山 眞吾 | 西条市港363番地 |
| 監事 | 伊東 章 | 西条市禎瑞618番地 |
| " | 小山 満信 | 西条市古川乙262番地 2 |

退任

| 役員の種類 | 氏名 | 住所 |
|-------|------|--------------|
| 理事 | 青木 徹 | 西条市古川甲25番地 3 |

○愛媛県告示第1244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月9日

愛媛県知事 中村時広

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|------------------------------|-----------|
| 県道 | 大島環状線 | 今治市吉海町泊363番2から 同町泊410番2まで | 令和4年12月9日 |

○愛媛県告示第1245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年12月9日

愛媛県知事 中村時広

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の日 |
|-------|------------|--------------------------------|-----------|
| 県道 | 辰巳伊予和気停車場線 | 松山市太山寺町1483番10から 同町1320番8まで | 令和4年12月9日 |

○愛媛県告示第1246号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年12月9日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

| 検査済証の番号及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|---------------------------|---------------------------|--|
| 4中局建（開）第35号 令和4年11月29日 | 伊予市下三谷字町長2124番1 | 松山市土居田町580番地1 オックスフォードサーカス土居田 107 永木 健太郎 |

○愛媛県告示第1247号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和4年12月9日

愛媛県知事 中村時広

| 診断する身体障害の種類 | 診療科名 | 病院又は診療所の名称 | 医師氏名 | 同左所在地 | 指定年月日 |
|---|-------|-------------------|------|-----------------|-----------|
| 肢体不自由 | 脳神経外科 | 国立大学法人愛媛大学医学部附属病院 | 金久浩大 | 東温市志津川 | 令和4年12月1日 |
| 肢体不自由 | 脳神経外科 | 国立大学法人愛媛大学医学部附属病院 | 國廣丞史 | 東温市志津川 | 令和4年12月1日 |
| 肢体不自由、音声・言語・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障害 | 内科 | 医療法人徳洲会宇和島徳洲会病院 | 渡辺亮 | 宇和島市住吉町二丁目6番24号 | 令和4年12月1日 |

○愛媛県告示第1248号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和4年12月9日

愛媛県知事 中村時広

| 診断した身体障害の種類 | 診療科名 | 病院又は診療所の名称 | 医師氏名 | 同左所在地 | 届出年月日 |
|-------------|------|------------|------|-------------|-----------|
| 肢体不自由 | 整形外科 | 西条市立周桑病院 | 今井浩 | 西条市壬生川131番地 | 令和4年11月7日 |

訓 令

○愛媛県訓令第17号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年12月9日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県文書管理規程の一部を改正する訓令

愛媛県文書管理規程（平成4年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>（公印の押印及び電子署名）</p> <p>第34条 施行する文書（<u> </u>県報に掲載するもの及び電子文書を除く。）のうち、次に掲げるものには、愛媛県公印規程（昭和34年愛媛県訓令第8号）の定めるところにより公印を<u> </u>押さなければならない。</p> <p>(1) <u>法令等の規定により公印の押印が必要とされる文書</u></p> <p>(2) <u>県又は相手方の権利義務に重大な影響を及ぼす文書</u></p> <p>(3) <u>事実を証明するために公印の押印が必要とされる文書</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、主務課長が必要と認める文書</u></p> <p>2 施行する電子文書（<u>前項各号に掲げるものに限る。</u>）には、別に定めるところにより、電子署名を行わなければならない。</p> <p>（文書の保存期間）</p> <p>第54条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 保存期間の種別が長期とされた文書の保存期間は、その利用度、重要度、法令の<u>規定等</u>を考慮し、必要最小限の年数にしなければならない。</p> | <p>（公印の押印及び電子署名）</p> <p>第34条 施行する<u>文書には</u>、<u> </u>県報に掲載するもの及び電子文書を除き<u> </u>、愛媛県公印規程（昭和34年愛媛県訓令第8号）の定めるところにより公印を押すとともに、<u> </u>決裁文書（<u> </u>電子決裁による決裁文書を除く。）との間に契印を押さなければならない。<u>ただし、軽易な文書については、この限りでない。</u></p> <p>2 施行する電子文書<u> </u>には、別に定めるところにより、電子署名を行わなければならない。<u>ただし、軽易な電子文書については、この限りでない。</u></p> <p>（文書の保存期間）</p> <p>第54条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 保存期間の種別が長期とされた文書の保存期間は、その利用度、重要度、法令の<u>定め等</u>を考慮し、必要最小限の年数にしなければならない。</p> |

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

監査委員規程

○愛媛県監査委員規程第1号

愛媛県監査委員監査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年12月9日

愛媛県監査委員 高 橋 正 浩
 同 大 西 誠
 同 兵 頭 竜
 同 高 田 健 司

愛媛県監査委員監査規程の一部を改正する規程

第1条 愛媛県監査委員監査規程（昭和55年愛媛県監査委員規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（監査提出書類）</p> <p>第3条 本庁各課及び地方機関の長は、次に掲げる書類を作成し、指定の期日までに監査委員に提出するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 本庁各課</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 省略</p> <p>エ 省略</p> <p>オ 省略</p> <p>カ 省略</p> <p>キ 省略</p> <p>ク 省略</p> <p>ケ 省略</p> <p>コ 省略</p> <p>サ 省略</p> <p>シ 省略</p> <p>ス 省略</p> <p>セ 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>様式第2号（第3条関係） 目次</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>注 1 省略</p> <p>2 監査資料作成基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 概況（おおむね次の事項を要約して記載すること。）</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>オ 内部統制の実施状況_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> | <p>（監査提出書類）</p> <p>第3条 本庁各課及び地方機関の長は、次に掲げる書類を作成し、指定の期日までに監査委員に提出するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 本庁各課</p> <p><u>ア 国庫支出金の決算額調 様式第7号</u></p> <p><u>イ 国庫支出金受入状況調 様式第8号</u></p> <p>ウ 省略</p> <p>エ 省略</p> <p>オ 省略</p> <p>カ 省略</p> <p>キ 省略</p> <p>ク 省略</p> <p>ケ 省略</p> <p>コ 省略</p> <p>サ 省略</p> <p>シ 省略</p> <p>ス 省略</p> <p>セ 省略</p> <p>ソ 省略</p> <p>タ 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>様式第2号（第3条関係） 目次</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>注 1 省略</p> <p>2 監査資料作成基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 概況（おおむね次の事項を要約して記載すること。）</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>オ 内部統制の実施状況（内部統制対象事務のリスクの識別、分類、分析及び評価並びにリスク対応策の整備状況（自己評価）及び運用状況（自己評価）を記載すること（既存のリスク評価シートにあつては、監査資料に添付すること。）。）</p> |

(2)～(7) 省略

様式第4号(第3条関係) 職員一覧表

様式第4号(その1)

| | | | | |
|------|----|----|------------------|----------|
| 省略 | | | | |
| 分掌事務 | 職名 | 氏名 | 年 (年4月1日現在) | 年齢 省略 |
| 省略 | | | | |

注 省略

様式第4号(その2)

| | | | | | |
|------|------|----|----|------------------|----------|
| 省略 | | | | | |
| 分掌事務 | 担当教科 | 職名 | 氏名 | 年 (年4月1日現在) | 年齢 省略 |
| 省略 | | | | | |

注 1・2 省略

様式第5号(第3条関係) 歳入現計表

| | | |
|---------|---------------|---------|
| 年度歳入現計表 | (課 地方機関) | 年 月 日現在 |
| 省略 | | |

注 本庁各課においては、収入歩合の欄へ前年度の収入歩合を()書きすること。

様式第30号(第3条関係) 歳出現計表

様式第30号(その1)

| | |
|---------|-------|
| 年度歳出現計表 | (課) |
| 省略 | |
| 省略 | |

注

- 1 省略
- 2 省略
- 3 省略

様式第30号(その2) 省略

(2)～(7) 省略

様式第4号(第3条関係) 職員一覧表

様式第4号(その1)

| | | | | |
|------|----|----|------------|----------|
| 省略 | | | | |
| 分掌事務 | 職名 | 氏名 | 年 _____ | 年齢 省略 |
| 省略 | | | | |

注 1 省略

2 休職者又は継続して30日以上のお暇を取得している者については、備考欄にその旨を記載すること。

様式第4号(その2)

| | | | | | |
|------|------|----|----|------------|----------|
| 省略 | | | | | |
| 分掌事務 | 担当教科 | 職名 | 氏名 | 年 _____ | 年齢 省略 |
| 省略 | | | | | |

注 1・2 省略

3 休職者又は継続して30日以上のお暇を取得している者については、備考欄にその旨を記載すること。

様式第5号(第3条関係) 歳入現計表

| | | |
|--------------|---------------|---------|
| 年度歳入現計表(内訳表) | (課 地方機関) | 年 月 日現在 |
| 省略 | | |

注 1 歳入現計表は、知事部局本庁各部にあつては各幹事課で、教育委員会事務局にあつては教育総務課で作成すること。

2 歳入現計内訳表は、知事部局本庁各部及び教育委員会事務局の各課において歳入現計表の内訳として当該各課における所管の事務事業に係る収入について課別に作成すること。

3 本庁各課においては、収入歩合の欄へ前年度の収入歩合を()書きすること。

様式第30号(第3条関係) 歳出現計表

様式第30号(その1)

| | |
|--------------|-------|
| 年度歳出現計表(内訳表) | (課) |
| 省略 | |
| 省略 | |

注 1 歳出現計表は、知事部局本庁各部にあつては各幹事課で、教育委員会事務局にあつては教育総務課で作成すること。

2 歳出現計内訳表は、知事部局本庁各部及び教育委員会事務局の各課において歳出現計表の内訳として当該各課における所管の事務事業に係る支出について課別に作成すること。

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

様式第30号(その2) 省略

第2条 愛媛県監査委員監査規程の一部を次のように改正する。

様式第7号及び様式第8号を次のように改める。

様式第7号及び様式第8号 削除

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

雑 報

○公 告

環境影響評価方法書について

環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第5条第1項の規定により、次の対象事業について環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同法第7条の規定により、次のとおり公告します。

また、同法第7条の2第2項の規定により、方法書説明会を開催することとしたので、併せて公告します。

なお、方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

令和4年12月9日

大和エネルギー株式会社

代表取締役社長 東 武

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名 称 大和エネルギー株式会社
- (2) 代表者 代表取締役社長 東 武
- (3) 所在地 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号あべのハルカス33F

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名 称 （仮称）DREAM Wind 佐田岬リブレース事業
- (2) 種 類 風力発電所の設置の工事の事業（陸上）
- (3) 規 模 総出力 最大12,800kW

3 対象事業が実施されるべき区域

愛媛県西宇和郡伊方町

4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

愛媛県西宇和郡伊方町

5 方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 縦覧場所
愛媛県庁環境政策課（愛媛県松山市一番町四丁目2番（NTT愛媛ビル2棟4階））
伊方町役場本庁舎（愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1）
伊方町役場瀬戸支所（愛媛県西宇和郡伊方町三机乙3003番地6）
伊方町役場三崎支所（愛媛県西宇和郡伊方町三崎692番地）
 - (2) 縦覧期間
令和4年12月9日（金）から令和5年1月18日（水）まで（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く）
 - (3) 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで（開庁時間に準ずる）
なお、方法書の電子版は弊社（大和エネルギー株式会社）ホームページ（<https://www.daiwa-energy.com/>）において、令和4年12月9日（金）から令和5年1月18日（水）まで閲覧いただけます。
- 6 方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に

記載すべき事項

- (1) 提出期限 令和5年2月1日（水）まで
 - (2) 提 出 先 〒545-6033
大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43 あべのハルカス33F
大和エネルギー株式会社電力事業部（担当 豊田、斉藤）
電話 06-4703-3208
 - (3) 意見書に記載すべき事項
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
イ 意見書の提出の対象である方法書の名称
ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）
- 7 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
- (1) 日時 令和5年1月7日（土）13時30分～15時30分
場所 瀬戸町民センター（愛媛県西宇和郡伊方町三机乙1084-1）